

2013.12.2

香川県教育委員会  
教育長 細松 英正 様

香川県教職員組合  
中央執行委員長 大野 孝之  
青年部長 田中 和美

青年教職員の給与・勤務条件の改善に関する要求書

香川の教育を向上し、青年教職員が希望を持って生き生きと働けるように下記の通り要求します。

記

- 1 正規の採用人数を増やし、臨時教職員の人数を減らすこと。
- 2 スタート研修について、次のことを改善すること。(交渉事項)
  - (1) 辞令が交付されていない段階での「スタート研修」をなくすこと。  
当面、交通事故等が起こること等を想定し、新規採用者に対して保険をかけるなど誠意ある対応を行うこと。
  - (2) 参加は希望制であることを徹底し、大学卒業者がゆとりを持って参加できる日程を選ぶこと。
- 3 初任者研修制度のあり方を抜本的に見直し、次のことを改善すること。(交渉事項)
  - (1) 学校運営や校内行事など、日常の教育活動を優先させ、初任者が病休になるようなあり方を改善すること。
  - (2) 形式的な指導案、報告書を提出させず、子どもとふれあう時間を確保すること。
- 4 5・10年経験者研修について、次のことを改善すること。
  - (1) 研修日数を短縮し、学校運営に支障のない計画を立てること。
  - (2) 参加者の負担にならないようレポート提出を義務づけないこと。
  - (3) 研修後の評価を勤務評定に結びつけないこと。
- 5 経験者研修を受けるに当たり、受けやすい条件にすること。(文書回答)
  - (1) 経験者研修と免許更新が重なった場合は、どちらかを優先させ、教職員の負担を軽減させること。
  - (2) 産育休等で、採用時からの予定の年に経験者研修が受けられない場合は本人の意向に沿い、研修する年を若干ずらすこと。
- 6 給与及び勤務時間について、次のことを改善すること
  - (1) 青年教職員の賃金の大幅改善をはかること。

- (2) 青年教職員の勤務実態調査を実施し、長時間・過密勤務を是正する措置を講じること。
- (3) 勤務時間外や休日の部活動の勤務を軽減するよう学校長を指導すること。また部活動手当を増額すること。

#### 7 採用試験を改善すること

- (1) 教職経験（臨時教職員を含む）を選考の資料とするとともに、一次試験合格者は、翌年以降の一次試験を免除すること。採用試験受験年齢制限を撤廃すること。（文書回答）
- (2) 新規採用者の配置は本人の希望を尊重し、不必要な他郡市配置をしないこと。
- (3) 再任用制度については、新規採用数の削減にならないような制度とすること。

#### 8 臨時教職員の勤務条件について(交渉事項)

- (1) 臨時教職員に正規採用者の 2 級の給料表を適用すること。全国でも低位な 1-65 で「頭打ち」している臨時教職員の給料を引き上げること。あわせて、非常勤講師の単価を引き上げること
- (2) 定数内講師の任用は、22 条講師ではなく、17 条講師として任用すること。
- (3) 定数内講師で 1 年間勤めた場合は 22 条講師でも退職金を支払うこと。
- (4) 採用試験は、研修か職免で受験できるようにすること。（文書回答）